

## 第1部 総説

---

### 第1章 三重県の環境施策の概要

#### 第1節 三重県サステナビリティレポートの位置づけ

---

「三重県サステナビリティレポート」は、三重県環境基本条例に基づき、県内の環境の状況や県が取り組む環境の保全に関する施策等について取りまとめた「年次報告書」であり、令和元（2019）年度まで「環境白書」として作成してきた報告書の後継として位置づけられるものです。

本県では、令和2（2020）年3月、環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランである「三重県環境基本計画」の全面的な改定を行いました。この新たな計画は、令和12（2030）年度を目標とする長期的な計画であり、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組の推進を基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざすこととしています。

また、環境基本計画では、目標年度である令和12（2030）年度のめざすべき姿やそれを実現するための施策体系と施策展開の方向性、そして計画の実施に向けた推進体制等について定めており、「三重県サステナビリティレポート」を同計画に基づく取組の着実な実施に向けた進行管理に活用していくこととしています。

この環境基本計画の全面改定を機に、新たな計画で重視する「持続可能性(サステナビリティ)」という考え方等をふまえ、令和2（2020）年度版以降の年次報告書から、従前の環境白書を「三重県サステナビリティレポート」としてリニューアルしています。

三重県サステナビリティレポートにおいては、本県の環境の状況の概況等に加え、新たな環境基本計画の基本方針(持続可能な社会の実現に向けて協創を通じた分野横断的な取組を推進することなど)やそれに基づく取組状況等について報告するとともに、県民や事業者の具体的な取組事例を「コラム」として紹介しています。

## 第2節 環境施策の方向性・施策体系等

### (1) 三重県環境基本条例

本県では、環境保全に関する基本理念や環境保全に関する施策の基本的な事項等を定めた三重県環境基本条例を平成7（1995）年3月に制定しました。

平成25（2013）年には、低炭素社会や自然共生社会の実現等の新たな環境課題への対応策を明確にするため、環境基本条例を改正し、これに基づき、低炭素社会、循環型社会および自然共生社会づくりを総合的、計画的に進めているところです。

#### 三重県環境基本条例

##### (基本理念)

第3条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、および回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動および日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

## (2) 三重県環境基本計画

本県では、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に進めていくため、取り組むべき環境施策の方向性を整理し、「三重県環境基本計画」として取りまとめています。

地球温暖化・気候変動対策、廃棄物・資源対策、生物多様性の保全等のテーマについては、それぞれの分野で個別計画を策定していますが、環境基本計画は、それらのベースとなるような基本的な環境施策の方向性を示す計画（マスタープラン）としての位置づけとなっています。

平成9（1997）年に環境基本計画を策定した後、平成24（2012）年に10年後を見据えた改定を行い、環境保全の取組を進めてきましたが、その間、平成27（2015）年には国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、平成28（2016）年には「パリ協定」が発効されるなど、環境を取り巻く世界の状況は大きく変化してきました。このような状況に対応するため、2年前倒しで計画の見直しを行い、令和2（2020）年3月、令和12（2030）年度を目標年度とする新たな環境基本計画を策定しました。

新たな環境基本計画では、脱炭素社会を見据えた「低炭素社会」、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制された「循環型社会」、生物多様性の保全等が進められた「自然共生社会」、大気・水環境が保全され、安心・安全で快適な「生活環境保全が確保された社会」の構築をあるべき姿として掲げ、環境・経済・社会の統合的向上が図られた持続可能な社会「スマート社会みえ」の実現をめざすこととしています。この「スマート社会みえ」の実現に向け、「Ⅰ 低炭素社会の構築」「Ⅱ 循環型社会の構築」「Ⅲ 自然共生社会の構築」「Ⅳ 生活環境保全の確保」の各分野に応じた4つの施策に加え、各施策を推進していくエンジン（駆動力）となる「Ⅴ 共通基盤施策」を合わせた5本の柱で取組を推進していきます。（図1-1-1）

また、こうした環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県や学識経験者、県民、事業者等で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、計画の推進・進捗状況の確認を行います。

## 「持続可能性(サステナビリティ)」について

持続可能性(サステナビリティ)という言葉については、SDGsの「SD(Sustainable Development)」にあたる「持続可能な開発」の概念を理解することが重要です。持続可能な開発(発展)とは、「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が昭和62(1987)年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発(発展)」のことを言います。

「持続可能性」は、この「持続可能な開発(発展)」の考え方をふまえた概念であり、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものであり、私たち、一人ひとりが、将来(世代)への責任を持って行動しなければならないという考え方につながる重要なコンセプトであると考えられます。



図 1-1-1 施策体系図

## 第2章 環境を取り巻く情勢

### (1) 社会の動き

今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあります。環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する「ESG投資」が拡大しており、SDGsへのコミットメントが企業理念に掲げられる事例も多くみられるようになってきています。以前は環境保全と経済成長はトレードオフの関係にあるとする見方が主流でしたが、今日では環境課題や社会問題に貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」をめざすという基本認識が世界的に普及しつつあります。

こうした中、令和6（2024）年5月に策定された国の第六次環境基本計画では、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すとしています。また、循環共生型社会を実現するためには、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、炭素中立（ネット・ゼロ）等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、シナジー（相乗効果）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていくため、複数の異なる課題を統合的に解決するような施策に、横断的に取り組んでいく必要があるとしています。

### (2) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限として、17の国際目標と169のターゲットで構成されています。SDGsの特徴の一つとして、開発途上国だけでなく先進国も対象となっており、全てのステークホルダー（利害関係者）が参画し、環境、経済、社会の統合的向上に取り組むことが挙げられます。

国内においては、平成28（2016）年5月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制が整えられました。さらに、同本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定されました。

「持続可能な開発報告書2025」によると、SDGs目標達成度で日本は対象167か国中19位と昨年度より1ランク下げたものの、達成スコアは少し上昇しました。しかし、世界全体では、SDGsの169のターゲットのうち、2030年までに達成可能なのは17%のターゲットのみで、残り83%は進捗が限定的であるか逆行していると指摘されています。

こうした中、日本からは4年ぶりに国連へ提出する「SDGs に関する自発的国家レビュー（VNR）報告書」では、①「人間の安全保障」の理念の下、人間の尊厳が守られる世界を実現すべく、我が国を含む国際社会全体が、SDGs 達成に向けた努力を加速していく必要があること、②少子高齢化、地方創生、防災といった社会課題への取組を紹介しつつ、課題先進国として、社会課題の解決を成長のエンジンに転換させ、持続可能な経済・社会システムを構築し、日本はぶれることなく SDGs 達成に向けた取組を進めること、③大阪・関西万博をはじめとした国際行事を契機として、世界の人びとの英知を集約し、SDGs 達成に向けて国際社会との連携を強化していくことをとりまとめました。

### （3）気候変動

平成 27（2015）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された温室効果ガス排出削減等の国際枠組であるパリ協定の運用が令和 2（2020）年から本格的に開始されました。パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つことなどが規定され、歴史上初めて全加盟国が温室効果ガス削減に参加する制度の構築に合意がなされました。

その後、平成 28（2016）年 5 月に開催された「G7 伊勢志摩サミット」で、平成 28（2016）年内でのパリ協定発効という目標が首脳宣言に盛り込まれ、同年 11 月、採択から 1 年以内という早さで協定の発効が実現しました。

一方、国連環境計画（UNEP）が令和 4（2022）年に公表した報告書では、世界は未だパリ協定の目標達成には及ばず、1.5℃に向けた信頼性の高い経路に乗れていないと結論づけられました。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和 5（2023）年 3 月に公表した統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出をとおして地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出はさらなる地球温暖化をもたらす、短期間のうちに約 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この 10 年間の選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとされており、気候変動の問題が危機的な状況にあることを示唆しています。

国内においては、令和 2（2020）年 10 月、内閣総理大臣が令和 32（2050）年に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現をめざすことを宣言しました。また、令和 3（2021）年 4 月には、令和 12（2030）年度において温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減すること、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明し、この新たな目標の達成に向け、同年 10 月には、地球温暖化対策計画が改定されました。加えて、令和 7（2025）年 2 月に同計画を改定し、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある目標として、令和 17（2035）年度、令和 22（2040）年度において、それぞれ 60%、73%削減することを明確にしています。

また、令和 3（2021）年 6 月には、令和 32（2050）年カーボンニュートラルを基本理念として法定化した改正地球温暖化対策推進法が公布されるとともに、令和 12（2030）年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」をつくり、重点対策を実行していく地域脱炭素ロードマップが制定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しています。さらに令和 5（2023）年 2 月に「GX 実

現に向けた基本方針」が閣議決定され、同年 5 月には GX 経済移行債等を活用した 20 兆円規模の大胆な先行投資、カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ等の早期具体化および実行に向けて GX 推進法が成立するなど、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換が進められつつあります。

#### (4) 資源循環

平成 28 (2016) 年 5 月に開催された G7 富山環境大臣会合において、持続可能な開発目標 (SDGs) およびパリ協定の実施を見据え、国際的に協調して資源効率性や 3R (リデュース・リユース・リサイクル) に取り組むという強い意志を示した国際的枠組である「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。同フレームワークの推進については、直後の平成 28 (2016) 年 5 月の「G7 伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれており、資源効率性向上や 3R に関する取組の推進は、国際的な潮流となりつつあります。

国内では、令和 6 (2024) 年 8 月に、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、などが重要な方向性として示され、12 月には取組を具体化した「循環経済への移行加速化パッケージ」が取りまとめられました。令和 7 (2025) 年 2 月には、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化、デジタル技術の活用等による動静脈連携などについて「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更が行われています。

また、生態系破壊や人体への健康被害、沿岸部の経済社会へのダメージ等の海洋プラスチックごみ問題が懸念されていることから、令和 4 (2022) 年 3 月開催の第 5 回国連環境総会再開セッションで「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力の国際約束に向けて」が採択され、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書 (条約) の策定に向けた政府間交渉が開始されています。このことは、令和 5 (2023) 年 4 月の G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合においても議論がなされ、政府間交渉委員会に G7 が積極的かつ建設的に参加し、野心的かつ包摂的な枠組をめざすこととされました。また、同会合においては、令和元 (2019) 年 6 月に開催された G20 大阪サミットにおいて共有された海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和 32 (2050) 年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」での目標を 10 年前倒しし、令和 22 (2040) 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意がなされ、これらは G7 広島首脳宣言にも反映されました。

令和元（2019）年 5 月には、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的とした「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 4（2022）年 4 月にプラスチック資源循環促進法が施行されました。同法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、「3R+Renewable」の原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることとしています。

## （5）生物多様性

平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）では、令和 2（2020）年までの世界目標として「戦略計画 2011-2020」が採択されました。しかし、目標の最終年である令和 2（2020）年 9 月、国連が各国から提出された報告書や生物多様性に関する研究成果等の分析結果をまとめた「地球規模生物多様性概況第 5 版（Global Biodiversity Outlook5（GBO5）」において、「戦略計画 2011-2020」で掲げられた 20 の個別目標（愛知目標）について、ほとんどの目標についてかなりの進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないと指摘され、愛知目標と同時に決められた令和 32（2050）年までの生物多様性の長期目標である「自然との共生」の達成には、「今までどおり（business as usual）」から脱却し、気候変動対策などの複数分野と連携した行動が必要とされています。

また、令和 3（2021）年 10 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第一部が中国・昆明で開催され、令和 4（2022）年の COP15 第二部におけるポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択されました。令和 4（2022）年 12 月にはカナダ・モントリオールで開催された COP15 第二部において、愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、2030 年ミッションにネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させる）の考え方が取り入れられ、令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を保全する 30by30 目標など 23 のグローバルターゲットが設定されたことや「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されるなどしました。そして、それをふまえ、令和 5（2023）年 5 月には世界目標や国家戦略等の生物多様性に係る国内外の動向が反映されるなどして再度内容を全面的に改めた「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和 5 年度改定版）」が作成されました。

国内では、ポスト 2020 生物多様性枠組の採択後、速やかにその国内実施を進めるため、COP15 に先立ち、令和 3（2021）年 8 月より、次期生物多様性国家戦略の検討が開始され、令和 5（2023）年 3 月には、令和 32（2050）年までの自然共生社会の実現をめざし、令和 12（2030）年までに達成すべき目標・取り組むべき施策が盛り込まれた「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」が策定されました。

令和5（2023）年度からはネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地、山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組が開始されました。

さらに、令和6（2024）年4月には、企業等による生物多様性を増進する活動を進めていくため、「自然共生サイト」等に係る実施計画の主務大臣による認定等を規定した、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）が公布され、令和7（2025）年4月から全面施行されます。

## 第3章 三重県の動向

本県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税の導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境施策を実施してきました。近年では、地球温暖化対策や循環型社会の構築に向けた「3R+R」や循環関連産業の振興等に向けた取組を推進しています。

### （1）脱炭素社会の構築

本県では、平成 24（2012）年 3 月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和 2（2020）年度までに平成 17（2005）年度比で 20%（平成 2（1990）年度比で 10%）削減する目標を掲げ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 25（2013）年 12 月には、県、事業者および県民の責務や地球温暖化対策の推進に関する事項を定めた三重県地球温暖化対策推進条例を制定し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者および県民の地球温暖化対策に対する意識を高め、自主的かつ積極的な取組を促進しています。

令和元（2019）年 12 月、令和 32（2050）年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロとすることをめざし、脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を発表しました。脱炭素社会の実現のため、令和 3（2021）年 3 月には、令和 12（2030）年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめた「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しました。こうした中、国において令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を 46%削減（平成 25（2013）年度比）する削減目標が示されたことから、令和 4（2022）年 3 月、三重県環境審議会に諮問し、削減目標の見直しや新たな施策の追加等に関する検討が重ねられました。令和 5（2023）年 3 月、「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、県域からの温室効果ガス排出量を国の目標を上回る 47%削減とするなどの新たな削減目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を進めています。

また、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に配慮して行われるよう、「三重県地球温暖化対策総合計画」において太陽光発電施設促進区域に関する三重県基準を定めるとともに三重県環境影響評価条例の対象事業として風力発電所を追加しました。

### （2）循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築をめざし、廃棄物の安全・安心の確保を前提に、SDGs と Society5.0 の考え方を取り入れ、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展とプラスチックごみ問題や食品ロスの削減などの社会的課題の解決の両立に向け、令和 3（2021）年 3 月、「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

プラスチックごみ対策については、使用済みプラスチックの情報について、排出事業者が容易に登録でき、リサイクル事業者が効率的に取得できるオンライン上のマッチングシステム「三重県プラスチッ

クリサイクルマッチングシステム」(通称「みえプラ」)の運用を令和6(2024)年4月に開始し、この普及を通して事業者によるマテリアルリサイクルの促進を図るとともに、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾いの見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策に取り組んでいます。食品ロス削減については、令和3(2021)年7月に運用を開始した「三重県食品提供システム」(通称「みえ〜る」)の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、令和6(2024)年度は外食産業と連携し、飲食店における食べ残し削減を呼びかける箸袋を作成・配布しました。また、「みえスマートアクション宣言事業者登録制度」により、事業者における「資源のスマートな利用」を推進するとともに、循環関連産業における脱炭素化やICTの活用を促進するためのセミナー等も開催しています。

さらに、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けては、近年発生した災害の対応事例や国の災害廃棄物対策指針の改定内容等をふまえ、令和2(2020)年3月に改定した「三重県災害廃棄物処理計画」に基づき、人材育成等の体制強化に取り組んでいます。

### (3) 自然共生社会の構築

生態系ネットワークの形成を促進し生物多様性を保全するため、令和6(2024)年3月に「みえ生物多様性推進プラン(第4期)」を策定しました。生物多様性の重要性に関する理解のさらなる向上を図り、さまざまな主体の連携による取組を推進しています。また、県民やNPO、事業者等、さまざまな主体による「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結を推進するとともに、県内の希少野生動物種の生息・生育状況調査や里地・里山等の保全活動を実施しています。

また、令和6(2024)年度は、保全活動の基礎資料として広く県民等に活用されている「三重県レッドデータブック2015」を改訂するため、レッドデータブックに掲載されているレッドリストのカテゴリーを再評価し、「三重県レッドリスト2024」を新たに作成しました。改訂版のレッドデータブックは、令和7(2025)年度の発刊を予定しています。

### (4) 生活環境保全の確保

本県では、大気・水環境等の保全を目的に、工場・事業場等における法令の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

近年の大気環境は、おおむね良好な状況が継続しています。また、環境基準を達成していない光化学スモッグについては、予報・注意報等の情報をウェブサイトや電子メールにより県民へ提供しています。

水環境については、河川や海域における環境基準の達成率は向上しており、水質は改善傾向にあります。しかし、閉鎖性海域の伊勢湾では、貧酸素水塊の長期化や拡大傾向がみられ、生物生産性の低下等がおこっています。そのため、「きれいさ」だけでなく「豊かさ」の観点を取り入れた総合的な水質管

理施策の推進にあたり、令和 4（2022）年 10 月に策定した「第 9 次総量削減計画」に基づき、藻場・干潟・浅場の保全再生や、流域下水道の管理運転などに取り組んでいます。また、家庭からの生活排水を処理するため、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいて、下水道や合併処理浄化槽の整備を促進しています。

海岸漂着物対策については、平成 24（2012）年 3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づいて、回収処理や発生抑制対策を実施するとともに、海岸管理者、県民、民間団体、企業等さまざまな主体が協働、連携して海岸、河川の清掃に取り組む「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を、東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）で展開するなど、広域的な発生抑制対策に取り組んでいます。また、令和 6（2024）年 3 月に、海岸漂着物処理推進法の規定に基づく広域的な地域計画となる「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を、三県（岐阜県、愛知県、三重県）共同で策定しました。

土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止や生活環境の保全を目的とした三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」）を令和 2（2020）年 4 月から施行し、土砂等の埋立てを行う者に対して許可制度を設け、土砂条例の遵守状況を確認するため立入検査を実施しています。

令和 3（2021）年 7 月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことをきっかけに、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）が令和 5（2023）年 5 月に施行されました。土砂災害の未然防止に係る規制の重なりが生じたことから、条例のあり方について整理を行い条例を改正しました。

条例の改正により、盛土規制法の規制区域内における土砂等の盛土および堆積は、条例の構造基準を適用しないものの、有害物質で汚染された土砂等による埋立て等の禁止や一定規模以上の埋立て等を行う場合などについて引き続き届出の規制が行われます。

令和 7（2025）年 5 月 26 日から三重県内全域に、盛土規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域」の指定がされたことから、同日、改正土砂条例を施行しています。

## SDGsの各ゴールの詳細



**目標1 貧困をなくそう**  
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



**目標2 飢餓をゼロに**  
飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



**目標3 すべての人に健康と福祉を**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



**目標4 質の高い教育をみんなに**  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



**目標5 ジェンダー平等を実現しよう**  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う



**目標6 安全な水とトイレを世界中に**  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



**目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**目標8 働きがいも経済成長も**  
包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



**目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう**  
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る



**目標10 人や国の不平等をなくそう**  
国内および各国家間の不平等を是正する



**目標11 住み続けられるまちづくりを**  
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



**目標12 つくる責任つかう責任**  
持続可能な消費生産形態を確保する



**目標13 気候変動に具体的な対策を**  
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる



**目標14 海の豊かさを守ろう**  
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



**目標15 陸の豊かさを守ろう**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



**目標16 平和と公正をすべての人に**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



**目標17 パートナリシップで目標を達成しよう**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS